

議案第85号

米原市手数料条例の一部を改正する条例について

米原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を
求める。

令和5年12月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の公布に伴い、令和6年3月1日から戸籍証明書および除籍証明書の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等を行うに当たり、これらの事務に関する手数料の額を定めるため、この案を提出するものである。

米原市手数料条例の一部を改正する条例

米原市手数料条例（平成17年米原市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表の戸籍の部中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部の証明」を「戸籍証明書の交付」に改め、同部の戸籍に記載した事項に関する証明の項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
--	--------------------------

別表の戸籍の部中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部の証明」を「除籍証明書の交付」に改め、同部の除かれた戸籍に記載した事項に関する証明の項の次に次のように加える。

除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本ま	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
---	--------------------------

たは除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表の戸籍の部中「または同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明」を「、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）もしくは第126条の届書その他受理した書類に記載した事項の証明または同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明」に改め、「書類の閲覧」の次に「または同法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件につき350円」を「書類または届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

米原市手数料条例新旧対照表（改正理由）

改正後			現 行			改正理由
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
区分	手数料の内容	手数料の額	区分	手数料の内容	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄本もしくは抄本の交付 または <u>戸籍証明書の交付</u>	1通につき 450円(多機能端末機等(市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有する多機能端末機および市が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有する利用者操作用端末機をいう。)による交付にあつては350円)	戸籍	戸籍の謄本もしくは抄本の交付 または <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部の証明</u>	1通につき 450円(多機能端末機等(市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有する多機能端末機および市が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有する利用者操作用端末機をいう。)による交付にあつては350円)	

戸籍に記載した事項に関する証明	略
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

戸籍に記載した事項に関する証明	略

- ・自らや父母等の戸籍について、戸籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供が可能となり、この符号の発行に関する手数料の額を定める規定の追加

発行を除く。)				<ul style="list-style-type: none"> ・「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部の証明」を「除籍証明書」と称することによる改正 ・自らや父母等の除かれた戸籍について、除籍証明書の広域交付が可能となり、この交付に関する手数料は、この表の規定により徴収する。 ・自らや父母等の除かれた戸籍について、除籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、除籍電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供が可能となり、この符号の発行に関する手数料の額を定める規定の追加
除かれた戸籍の謄本もしくは抄本の交付または <u>除籍証明書の交付</u>	1通につき 750円	除かれた戸籍の謄本もしくは抄本の交付または <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部の証明</u>	1通につき 750円	
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	略	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	略	
<u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同</u>	<u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</u>			

一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出もしくは申請の受理の証明、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）もしくは第126条の届書その他受理した書類に記載した事項の証明または同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明	1通につき 350円	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出もしくは申請の受理の証明または同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明	1通につき 350円	<ul style="list-style-type: none"> 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付が可能となり、この証明に関する手数料の額を定める規定の追加
略		略		
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧または同法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類または届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件につき 350円	<ul style="list-style-type: none"> 届書等情報の内容を出力したものの閲覧が可能となり、この閲覧に関する手数料の額を定める規定の追加
略		略		
略		略		